

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海 3 丁目 8-2

TSKビル 3 階

電話 03(6412)9977

No.864

平成 29 年 4 月 20 日

内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品部長通知が、平成29年4月11日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等果実について抜粋して掲載します。

第1 改正等の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品アルベンダゾール、農薬イソウロン、農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬シメコナゾール、農薬シモキサニル、農薬スピロテトラマト、農薬チフェンスルフロメチル、農薬チフルザミド、農薬テブフェノジド、農薬トリフルミゾール、動物用医薬品トルフェナム酸、農薬ピリオフェノン、農薬フルエンシルホン、農薬フルオピコリド、農薬プロチオコナゾール、農薬プロヒドロジヤスモン、農薬プロフェノホス、農薬ブロマシル、農薬プロメリン、農薬ヘキサコナゾール、農薬ヘキシチアゾクス、農薬ベンゾビンジフルピル並びに農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準値を設定したこと(5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミンは今後アルベンダゾールとして記載する。)(別紙参照)。

第2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例による。

第3 通知改正の内容及び運用上の注意

- 1 今回残留基準値を設定するアルベンダゾールとは、代謝物I【5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン】(塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物Iに変換される化合物を含む。)とする。
- 2 「羊」、「馬」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊及び馬を除く。)」に設定されていたアルベンダゾールの残留基準値については、基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- 3 「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)」に設定されていた

アルベンダゾールの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の家きん」として残留基準値を設定する。

- 4 今回残留基準値を設定するエトキサゾールにあつては、「鶏の脂肪」の基準値を鶏の皮膚にも適用し、「その他の家きんの脂肪」の基準値をその他の家きんの皮膚にも適用すること。
- 5 今回残留基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4,5]デカ-3-エン-2-オン】をスピロテトラマト含量に換算したものの和とする。
- 6 「ポテトフレーク」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「ポテトフレーク」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ばれいしょ」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 7 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 8 「すもも(乾燥させたもの)」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「すもも(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「すもも」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 9 「干しぶどう」に設定されているスピロテトラマトの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 10 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 11 「干しぶどう」に設定されているテブフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 12 今回残留基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件でFA-1-1【4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-o-トルイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールとする。
- 13 今回残留基準値を設定するフルエンズルホンとは、代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルズルホン酸】とする。
- 14 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているフルオピコリドの残留基準値については、

現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。

- 15 「干しぶどう」に設定されているフルオピコリドの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
- 16 今回残留基準値を設定するプロチオコナゾールとは、農産物にあつてはプロチオコナゾール及び代謝物M17【2-(1-クロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつては代謝物M17及びその抱合体をプロチオコナゾールに換算したものの和とする。
- 17 今回残留基準値を設定するヘキシチアゾクスとは、農産物にあつてはヘキシチアゾクスのみとし、畜産物にあつてはヘキシチアゾクス及び塩基性条件下の加水分解でPT-1-3【trans-5-(4-クロロフェニル)-4-メチルチアゾリジン-2-オン】に変換される代謝物をヘキシチアゾクス含量に換算したものの和とする。
- 18 今回残留基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジハイドロキシ-5',6',11,13,22-ペンタメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1_{4,8}.0_{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラハイドロピラン-12-イル(Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】及びレピメクチンA4【(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジハイドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1_{4,8}.0_{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラハイドロピラン-12-イル(Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート】の和とする。

第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬フルエンスルホンに係る新規農薬登録並びに農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬シメコナゾール、農薬シモキサニル、農薬スピロテトラマト、農薬チフルザミド、農薬テブフェノジド、農薬トリフルミゾール、農薬ピリオフェノン、農薬フルオピコリド、農薬プロヒドロジャスモン及び農薬レピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。 _

[厚生労働省ホームページ](http://www.mhlw.go.jp)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000161934.pdf>

別紙(果物、すいか、メロン類、まくわりで今回の改正で記載のあったものを抜粋しています。)

イソロロン(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわり	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
まくわり	0.2	0.2
みかん	0.5	0.5
なつみかんの果実全体	● 0.5	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
もも	0.05	0.05
ネクタリン	0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	0.1	0.1
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	0.1	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	1	1
いちご	0.5	0.5
ぶどう	0.5	0.5

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
マンゴー	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	0.7	0.7
ネクタリン	0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	1	1
すもも(プルーンを含む。)	● 0.2	0.3
うめ	1	1
おうとう(チェリーを含む。)	3	3
いちご	3	3
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.2	0.2

シモキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
まくわり	0.04	0.04
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4.0
ぶどう	● 0.1	1.0

スピロテトラマト(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわり	0.03	0.03
みかん	○ 0.4	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	0.7	0.7
びわ	0.7	0.7
もも	○ 1	
ネクタリン	3	3
あんず(アブリコットを含む。)	3	3
すもも(プルーンを含む。)	5	5
うめ	3	3
おうとう(チェリーを含む。)	3	3
いちご	10	10
ブルーベリー	○ 3	
クランベリー	○ 3	
ハックルベリー	○ 3	

スピロテトラマト(殺虫剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のベリー類果実	○ 3	
ぶどう	2	2
かき	○ 3	
バナナ	○ 4	
パパイヤ	3	3
アボカド	0.6	0.6
パイナップル	○ 0.3	
グアバ	3	3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	3	3
その他の果実	○ 15	13

テブフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	○ 2	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	1	1
もも	0.05	0.05
ネクタリン	0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	1	1
いちご	1	1
ラズベリー	2	2
ブラックベリー	○ 3	3.0
ブルーベリー	3	3
クランベリー	0.5	0.5
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	○ 3	3.0
ぶどう	2	2
キウイ	0.5	0.5
アボカド	1	1
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	○ 1	1.0

トリフルミゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.3	0.3
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	2	2
もも	0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	1	1
うめ	1	1
おうとう(チェリーを含む。)	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	1	1
パパイヤ	1	1
パイナップル	2	2
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	0.7	0.7

ピリオフェノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.2	
りんご	○ 1	
日本なし	○ 1	
いちご	2	2
ぶどう	○ 3	

フルエンズルホン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 1	
いちご	○ 0.3	
ブルーベリー	○ 0.3	
クランベリー	○ 0.3	
その他のベリー類果実	○ 0.3	
その他の果実	○ 0.5	

フルオピコリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	0.2	0.2
みかん	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実	○ 2	
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1

プロチオコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ブルーベリー	○ 2	
クランベリー	○ 0.2	
ハックルベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	

プロビドロジヤスモン(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	● 0.01	0.05
なつみかんの果実全体	0.01	
レモン	0.01	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	
グレープフルーツ	0.01	
ライム	0.01	
その他のかんきつ類果実	0.01	
りんご	● 0.01	0.05
ぶどう	● 0.01	0.05

プロフェノホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05

プロフェノホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.2	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	○ 10	0.05

プロマシル(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.1	0.05
レモン	○ 0.1	0.07
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.05
グレープフルーツ	○ 0.1	0.07
ライム	○ 0.1	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05

プロマシル(除草剤) つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
アボカド	●	0.05
パイナップル	○ 0.1	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	0.05

プロメトリン(除草剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他の果実	●	0.1

ヘキサコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.5
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.2	0.5
すもも(プルーンを含む。)	● 0.3	0.5
うめ	●	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.5	0.5
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	●	0.1
かき	● 0.3	0.5
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	● 0.2	0.5

ヘキシチアゾクス(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	●	0.2
みかん	● 0.1	0.5
なつみかんの果実全体	● 0.7	2

ヘキシチアゾクス(殺ダニ剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
レモン	● 1	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 1	2
その他のかんきつ類果実	● 1	2
りんご	● 0.7	1
日本なし	● 0.5	1
西洋なし	● 0.5	1
マルメロ	● 0.4	1
びわ	● 0.1	1
もも	● 0.1	1
ネクタリン	● 0.3	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 0.3	1
すもも(プルーンを含む。)	● 1	1
うめ	● 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	● 1	2
いちご	○ 6	2
ラズベリー	● 1	1
ブラックベリー	● 1	1
ブルーベリー	● 1	1
クランベリー	● 1	1
ハックルベリー	● 1	1
その他のベリー類果実	● 1	1
ぶどう	● 2	2
かき	● 0.5	1
バナナ	● 1	1
キウイ	● 0.2	0.2
パパイヤ	● 1	1
アボカド	● 1	1
パイナップル	● 1	1
グアバ	● 1	1
マンゴー	● 1	1
パッションフルーツ	● 1	1
なつめやし	○ 2	2
その他の果実	● 0.7	2

ベンゾベンジフルピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	
西洋なし	○ 0.2	
マルメロ	○ 0.2	
その他のベリー類果実	○ 1	
ぶどう	○ 1	
パッションフルーツ	○ 1	
その他の果実	○ 2	

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.01	0.01
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.03	0.03
レモン	○ 0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	○ 0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.1
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 0.3	0.3

脚注

※○:平成29年4月11日適用(規制緩和の品目)

●:平成29年10月11日適用(規制強化の品目)

参考

・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

《行事報告》

- 2/1～6 ロシアセミナー(荻野事務局長出席)
- 2/9 輸出戦略実行委員会第3回青果物部会(荻野事務局長出席)
- 2/10 果樹農業研究会(荻野事務局長出席)
- 2/14 第1回理事会／通常総会／第2回理事会
- 2/15 食品中の放射能物質について(川口常務理事出席)
- 2/24 協会監事監査
- 2/28 食科協／「食品衛生管理の国際標準化法を考える」講演会(川口常務理事出席)
- 3/9 植物検疫4団体連絡会(荻野事務局長出席)
- 3/16 広報・食品衛生・植物防疫3部会開催
- 3/17 公認会計士監査
- 3/17 第2回輸出戦略実行委員会(荻野事務局長出席)
- 3/21 食品安全委員会(川口常務理事傍聴)
- 3/22 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(川口常務理事傍聴)
- 3/30 協会監事監査
- 3/30 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会(川口常務理事傍聴)